

「玉野市道路及び普通河川等管理条例施行規則」の一部を改正する規則

普通河川等に船舶の放置等を禁止する条例の改正を受け、関係する施行規則の一部を改正しました。

規則改正の概要

- (1) 条例改正の概要(4)の必要な事項の公告は当該船舶等が放置されていた場所の付近、又は玉野市役所前掲示板に次の事項を掲示することにより行う。
 - ・ 放置されていた場所及び移動した年月日
 - ・ 移動した船舶の保管場所
 - ・ 船名、船舶検査済票番号又は船舶番号がある場合はその船名又は番号
 - ・ 保管期間
 - ・ 問い合わせ先 等
- (2) 返還の手続きは所定の様式により市長に申請する。
- (3) 保管した船舶の売却は競争入札による。ただし入札者がいないとき、競争入札に適さないときは、随意契約による。